

障がい者相談事業

①障がい者就労移行推進事業

1 趣 旨

地域において生活している障がい者に対し、就労及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の地域生活の安定や職業生活における自立を進めます。

2 事業の概要

(1) 障がい者就業・生活支援センター事業

障がい者雇用を進める上では、身近な地域で就業・生活面の一体的で総合的な支援を行う必要があります。障がい者の就業やそれに伴う生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターを設置（未実施圏域においては障害者就労支援センター事業を設置）し、職業生活における自立を進めます。

□実施主体：県（社会福祉法人に委託）

□実施箇所数：障害者就業・生活支援センター：

県内6圏域（松江・出雲・浜田・雲南・大田・益田）

：障害者就労支援センター：県内1圏域（隠岐）

□事業形態：就労及びこれに伴う生活支援等を担当する専任職員1人を配置

□対象者：就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者

(2) 障がい者ステップアップ就労支援事業

障がい者の雇用促進に向け、県が一定期間（1年程度）働く場所を提供し、企業への就労に向けたステップアップの場とします。また、支援員を配置し本人支援や関係機関との調整を行います。

□雇用場所：本庁、地方機関及び県立学校（10名）

□障がい種別：知的障がい、精神障がい、視覚障がい

(3) 障がい者雇用促進支援員事業（県単緊急雇用創出事業）

障がい者の就労者数の増加や生活支援業務の多様化に伴う支援センターのマンパワー不足を補うため、支援センターに職員を配置します。

□業務内容：企業開拓 等

□雇用期間：平成23年度まで

(4) 障がい者チャレンジ事業

障がい者雇用を前提としない数週間の実習を行うことで、「企業」、「障がい者」の双方にとっての、「知るきっかけ」、「雇うきっかけ」、「働くきっかけ」づくりを支援します。

□実施企業及び実習生（障がい者）への奨励金（1日2,000円）の支給

(5) 障がい者就労の啓発促進

移行支援事業者対象養成研修や啓発シンポジウム、啓発フリーペーパーの発行等、就労に向けた意識啓発とノウハウ強化のための研修会・セミナーを実施します。

(6) ネットワーク構築事業

各圏域の就労支援関係機関が連携し、地域の実情に応じてネットワークの構築強化に資する取り組みを実施します。

□各支援センター：100万円以内の委託

3 平成22年度予算額

98,840千円

(担当課 障がい福祉課)

②発達障がい者支援体制整備事業

1 趣 旨

早期支援体制を充実させるために専門的知識を有する人材を育成するとともに、発達障害者支援センター、関係機関が連携を進めることで、発達障がい者及びその家族のライフステージを応じた支援を行います。

2 事業の概要

(1) 実施方法等

- ・ 東部発達障害者支援センターウィッシュ、西部発達障害者支援センターウィンド
- ・ 社会福祉法人に委託

(2) 事業内容

- ・ 発達障がい者等に対する専門的な相談・助言、発達支援、就労支援を行います
- ・ 発達障がい者等への支援を行う関係機関に対する助言・指導を行います
- ・ 巡回支援等により、市町村等の発達障がい者支援をサポートします。
- ・ 発達障がいについて、支援機関の職員や保健師、保育士等への研修を行います。

(3) その他の支援事業

- ・ ペアレントメンター等家庭支援の充実にに向けた取り組みを進めます。
- ・ 国が実施する発達障がいの早期発見、小児・精神医療に関する専門的な研修会へ医師を派遣し資質の向上を図ると共に、受講医師による県内研修会を開催しその成果を県内に普及します。

3 平成22年度予算額

58,642千円

(担当課 障がい福祉課)

③高次脳機能障がい者支援事業

1 趣 旨

高次脳機能障がい者への支援拠点を設置し、地域で生活する高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築、高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制を整備します。

2 事業の概要

(1) 障害者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会

医療、福祉等の専門家による評価検証機関を設置し専門的課題の検討、個々のニーズ支援の評価、事業の実施、対応状況の分析評価等を行います。

(2) 県支援拠点事業

島根県立心と体の相談センターを県の支援拠点として、各圏域相談支援拠点への支援や全県の支援体制の構築を図ると共に研修会の開催等を行います。

(3) 圏域相談支援拠点事業

地域支援の拠点となる施設を圏域相談支援拠点とし、社会福祉法人又は医療法人に委託実施し、各種相談支援、地域支援ネットワーク会議の開催及び家族教室の開催などの支援を行います。

3 平成22年度予算額

11,944千円

(担当課 障がい福祉課)

④精神障がい者地域生活移行支援事業

1 趣 旨

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づいて、平成17年度まで出雲圏域で実施された事業をモデルに、平成19年度から全圏域で「受入条件が整えば退院可能とされた入院中の精神障がい者」の地域生活への移行を円滑に進めるための体制を整備します。

2 事業の概要

地域の実態に即した地域生活移行支援の方策を検討するため、圏域ごとに幅広い関係者のネットワークを構築し、関係機関・団体等と連携強化を行い入院中の精神障がい者が退院し、地域で自立した生活を営むために必要な体制整備を進める。

(1) 精神障がい者地域生活移行検討会

精神障がい者地域生活移行支援事業の進行管理として、圏域ごとの活動の報告や評価に関する検討を行います。

①開催回数：1～2回/年

②事務局：障がい福祉課

(2) 精神障がい者地域生活移行支援圏域会議

各圏域における実態の把握、課題の抽出を行い、地域の実情に応じた事業の推進方法の検討、事業の進行管理を行います。

①対象圏域：7圏域

②開催回数：各圏域2～3回

③事務局：保健所

(3) 自立支援ボランティアの養成講座

各圏域において、精神障がい者に対する偏見を解消し、地域で支援するための自立支援ボランティア（退院訓練時の同行など対象者の心の支えとなるボランティア）の育成を行います。

(4) 地域体制整備コーディネーターの配置

精神障がい者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整の能力を有する者を地域体制整備コーディネーターとして、松江、出雲、浜田の委託事業所に計3名配置し、精神障がい者退院支援事業のさらなる推進を図ります。

(5) 精神障がい者退院支援事業

「受入条件が整えば退院可能とされた入院中の精神障がい者」に対する円滑な地域生活移行を進めるために地域移行推進員が地域の自立支援ボランティアや地域における各種サービス（授産活動、グループホーム等）を活用し、地域生活移行に向けての連絡調整、関係機関や対象者に対する退院への啓発や個別支援計画の策定などを行います。

また、退院への支援を円滑に行うための個別支援会議の開催、地域生活移行支援圏域会議や地域自立支援協議会などへの提言を行います。

①委託先：7圏域11か所（精神障害者社会復帰施設を運営した実績がある相談支援事業所等）

3 平成22年度予算額

31,509千円

(担当課 障がい福祉課)